

下呂市告示第 17 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示し、一般廃棄物最終処分場の建設計画に伴う生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、生活環境影響調査報告に意見のある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、下呂市長に対し、利害関係を有する理由を付した文書をもって、意見することができる。

令和 2 年 2 月 5 日

下呂市長 服 部 秀 洋

縦覧場所	縦覧期間
下呂市役所（クリーンセンター内） 環境部 環境施設課	自 令和 2 年 2 月 17 日 至 令和 2 年 3 月 17 日 （土・日曜日、祝祭日は除く）

記

- 1) 施設の名称：下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場（仮称）
- 2) 施設の場所：下呂市夏焼 109 番地 ほか
- 3) 施設の種類：一般廃棄物最終処分場
- 4) 施設において処理する一般廃棄物の種類：  
焼却灰、破砕屑、下水し尿汚泥灰、浄水汚泥
- 5) 施設の能力（埋立面積、容量）：  
埋立面積 約 3,675 m<sup>2</sup> 埋立容量 約 28,000 m<sup>3</sup>
- 6) 実施した生活環境影響調査の項目：大気質、騒音、振動、悪臭、水質
- 7) 意見書の提出について必要な事項：  
意見書の提出期限 令和 2 年 3 月 31 日（火）まで  
（郵送可・提出期限当日消印有効）  
意見書の提出場所 下呂市役所（クリーンセンター内）  
環境部 環境施設課  
〒509-2203 下呂市小川 2390 番地